

市内中小企業者等の皆様へ

呉市賃上げ応援奨励金

従業員の賃上げと、AIの活用による生産性向上をダブルでサポート！

通常枠 最大 **50** 万円 + 上乗せ枠 最大 **50** 万円 ⇒ 合計最大 **100** 万円を給付！

※「賃上げ」とは、2025年12月31日時点の基本給・時間給などから、
正社員は2.5%、非正規社員（雇用保険加入）は7%以上引き上げることを行います

① 基本要件（通常枠）

※通常枠（最大50万円）の受給には、以下の【2つの要件】をどちらも満たす必要があります。

【要件 1】

対象期間内に、1名以上の従業員の

「賃上げ」を実施 すること

※基本給・時間給のベースアップなど、実質的な賃金の引き上げが対象となります（賞与・手当は対象外）。

【要件 2】

1名以上の従業員が、市主催の

「AIシンポジウム・セミナー」に参加 すること

※セミナーは事前申込制です。

② 上乗せ要件（上乗せ枠）

※「基本要件」に加え、次の A～C のいずれかに当てはまる場合は【1社あたり最大50万円】を上乗せ給付！

A 生産性の向上

1名以上の従業員がAI導入等の生産性向上に係る研修を受講※すること
※呉市中小企業人材育成事業補助金が活用できます

B 取引適正化

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで宣言を公表していること

C 女性・若者活躍

くるみん等の、女性・若者活躍に関する国・県の認定を受けていること

③ 奨励金額

奨励金額

1 通常枠：賃上げした従業員1人当たり 5万円 → 最大 50万円（10人分）

2 上乗せ枠：通常枠と同額を給付

【1と2の合計給付額】 1社 最大 100万円

（例）正社員3人、非正規社員2人 計5人の賃上げを実施 **申請は1人の賃上げから可能です！**

○基本要件のみを達成した場合

（通常枠）5人 × 5万円 → 25万円を給付

○パートナー構築宣言を実施して上乗せ要件を達成した場合

（通常枠）5人 × 5万円 → 25万円を給付

（上乗せ枠）通常枠と同額：25万円を給付

} 合計50万円を給付

【お問い合わせ・申請窓口】 呉市産業部商工振興課

TEL：0823-25-3310 | Mail：syoukou@city.kure.lg.jp

詳細は(市HP)こちら セミナー申込はこちら



※この事業は〈物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金〉を活用しています

対象事業者や実施期間に関しては裏面へ

市内中小企業者等の皆様へ

対象事業者

呉市内に事業所を有する中小企業等

※常時雇用する従業員の数が100人以下の医療法人，社会福祉法人，特定非営利活動法人，公益法人，協同組合等を含みます

⑤対象期間

対象期間

■ 賃上げ対象期間

2026年1月1日～12月31日
(令和8年)

■ 申請受付期間

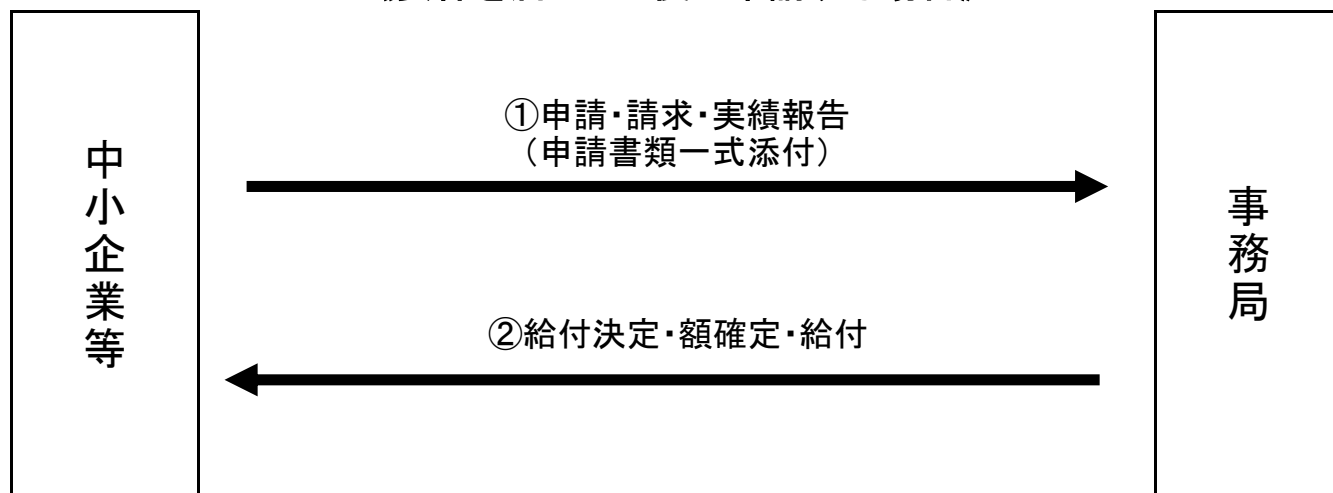
2026年9月初旬 ～ 12月28日
(令和8年)

※この期間中に賃上げを行うことが必要

※申請方法・申請先は後日HPにて公開

⑥申請の流れ

《要件を満たした後に申請する場合》



※本制度は、要件を満たす前に申請，給付が可能です

《要件を満たす前に申請する場合》

